寒河江市告示第６３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第３項の規定により、指定公金事務取扱者から名称の変更について届出があったので、同条第４項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月１１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

１　変更前の名称

一般財団法人　地域総合整備財団

２　変更後の名称

一般財団法人 ふるさと財団

３　変更年月日

令和８年１０月１日